

杉並区立杉並第一小学校改築検討懇談会運営要綱

令和6年4月1日

6 杉 1 7 2 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杉並区立杉並第一小学校（以下「杉並第一小学校」という。）改築検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 懇談会は、杉並第一小学校の改築に当たり、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 校舎改築における基本的な方針に関すること。
- (2) 校舎改築の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

- 第4条 懇談会は、教育委員会事務局学校整備・支援担当部長（以下「部長」という。）が開催する。
- 2 懇談会の司会及び進行をする者は、懇談内容ごとに適した者を選出する。
 - 3 部長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
 - 4 懇談会は、令和8年3月31日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第5条 懇談会は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校整備課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

| | |
|--------------------------|------|
| 学識経験者 | 2名 |
| 阿佐谷地区町会連合会の代表 | 1名 |
| 杉並第一小学校通学区域内に存する町会の代表 | 3名 |
| 杉並第一小学校PTAの代表 | 3名以内 |
| 杉並第一小学校学校運営協議会、学校支援本部の代表 | 5名 |
| 杉並第一小学校震災救援所の代表 | 1名 |

| | |
|--------------------|------|
| 杉並第一小学校区を担当する青少年委員 | 1名以内 |
| 阿佐谷地域の商店街関係者の代表 | 1名 |
| 阿佐谷学童クラブ関係者の代表 | 1名以内 |
| 杉並第一小学校校長 | 1名 |
| 杉並第一小学校副校長 | 2名 |